

使役文にみられる恩恵授受性

早津 恵美子

1. はじめに

シテモラウ文・シテヤル文・シテクレル文はやりもらい表現（授受表現）としてまとめられる性質をもつ一方で、受身文や使役文とともにヴォイス性をもつ表現とされることがある。とくにシテモラウ文については、受身文や使役文との異同（「先生に{ほめてもらう：ほめられる}」「後輩に荷物を{運んでもらう：運ばせる}」）がしばしば論じられる。本稿ではまず、シテモラウ文・シテヤル文・シテクレル文（以下、「授受文」）がどのような意味でヴォイス的といえるのかを確認する。そして、使役文の意味的なタイプ（「つかいだて」と「やりもらい」—後述）とシテモラウ文の関係について実例を観察し、使役文には授受文とは異なる意味において授受表現に近い性質があるのではないかということを考えてみる¹⁾。

2. 日本語のヴォイスの捉え方の2種

日本語研究における「ヴォイス」の捉え方は、大きく2つの立場に分けることができる。このことは早津（2005、2017）でも述べたのでここでは簡単に確認する。

2.1 立場A（ヴォイスのA側面）

ある事態を成り立たせている人や事物のうち何を主語として述べるかという事

態把握の仕方に注目するもので、文を構成する動詞の語形と名詞の格の交替を特徴とみなす。そして、同一事態を表す能動文と直接受身文とをヴォイスの中心とし、次に、包含事態を表す能動文と間接受身文、そして使役文もヴォイスとする。

《同一事態》

花子が太郎になぐられる。

≡太郎が花子をなぐる。

大臣が業者から現金を送られる。

≡業者が大臣に現金を送る。

《包含事態》

選手達が雨に降られる。

⊃雨が降る。

太郎は花子に優秀賞をとられた。

⊃花子が優秀賞をとった。

親が子供に食器を洗わせる。

⊃子供が食器を洗う。

[[[能動：直接受身]+間接受身]+使役]

2.2 立場B（ヴォイスのB側面）

種々の助動詞のうちでの「(サ)セル」と「(ラ)レル」の共通性と他の助動詞との相違性つまりV-(サ)セル、V-(ラ)レルを述語とする文の主語が動作主体でないことに注目する。たとえば「書かせる、書かれる、書いた、書かない、書きます、書くらしい」等を述語とする文（「太郎が手紙を書く。」等）のうち、主語が〈書ク〉

動作の主体でないのは「書かせる」と「書かれる」のみである。このことから、文の主語が原動詞²⁾の表す動きの主体であるか(原動文)、引きおこし手であるか(使役文)、被り手であるか(受身文)という、主語をめぐる文構造のあり方の体系(相互の対立と似通い)をヴォイスとする。

原動文：太郎が花子をなぐる。

↳主語=原動作の主体

使役文：太郎が徹に花子をなぐらせる。

↳主語≠原動作の主体

主語=原動作の引きおこし手

受身文：

太郎が徹に(花子を)なぐられる。

↳主語≠原動作の主体

主語=原動作の被り手

[原動：使役：受身]

3. 授受文のヴォイス性

授受文におけるヴォイス性はしばしばとりあげられており、それらにはヴォイスのA側面に注目するものもB側面に注目するものもある。ただしそのことはあまり意識されていないように思われる。

3.1 ヴォイスのA側面

授受文にそなわるヴォイスのA側面とは、シテモラウ文とシテヤル文、またシテモラウ文とシテクレル文には、それぞれ恩恵の享受や授与を表現しつつも、客観的なコトガラとしては同一事態を表現するものと包含事態を表現するものがあるという点である。

《同一事態》

生徒が先生にほめてもらう。

≡先生が生徒をほめてやる。

私が太郎から本を貸してもらう。

≡太郎が私に本を貸してくれる。

《包含事態》

太郎が花子に銀行へ行ってもらう。

↳花子が銀行へ行ってやる。

私が父親に太郎を叱ってもらう。

↳父親が太郎を叱ってくれる。

この性質、特に同一事態を表す授受文については種々の論考があり、たとえば村木(1991)は次の3つを「変形関係」のヴォイス(同じ事象を異なる視点からのべたもの)とし、「くやり」とくもらいとの関係は、く能動文」とく直接受動文との関係にちかい」(p.179)とする³⁾。

くやり 先生が生徒をほめてやる。

くくれ 先生が生徒をほめてくれる。

くもらい 生徒が先生にほめてもらう。

また山田(2004)で、「ベネファクティブ⁴⁾は、特にテクレルとテモラウにおける主語の交替が、能動と受動の対応と平行的に捉えられる点で、日本語研究あるいは日本語教育においてヴォイスの特徴の観点から論じられることがある」(p.113)とされているのもヴォイスのA側面を捉えたものである。山田はまず同一事態を述べる次のような対をあげ、これを「直接構造」とよぶ⁵⁾。

(山田4)

a 先生が僕を叱ってくれた。



b 僕は先生に叱ってもらった。

(山田5)

a 僕は太郎を叱ってやった。



b 太郎は先生に叱ってもらった。

そして、これらに対して次の対を「間接構造」のものとしてあげている。

(山田6)

- a 先生が息子を叱った。
 ↓ ↓
 b 僕は先生に息子を叱ってもらった。

ただしこれは上述の意味での包含事態を表現するものとは異なる。上述の包含事態を表す対が授受文同士の関係であるの対して、山田のこれは原動文とシテモラウ文の対だからである。山田(同)でもこのことに気づかれていて、「(6b)のような間接テモラウ受益文は、(6a)の能動文との対応から見て、次の(7)のような能動-ソトの受身の対応、もしくは(8)のような能動-使役という対応と、平行的なものとして捉えることができる」という。

(山田7)

- a 先生が息子を叱った。
 ↓ ↓
 b 僕は先生に息子を叱られた。【受身】

(山田8)

- a 先生が息子を叱った。
 ↓ ↓
 b 僕は先生に息子を叱らせた。【使役】

その上で、「(6)と(7)および(6)と(8)それぞれに見られる対応は、完全に並行的ではない」(pp.116-117)とする。ただし各々のbのシテモラウ文・受身文・使役文の異同については述べられていない⁶⁾。

3.2 ヴォイスのB側面

授受文のもつヴォイスのB側面を捉えるというのは、主語が原動作の主体であるか否か、そしてその主語が恩恵の与え

手であるか受け手であるかに注目する。

原動文：太郎が花子をほめる。

↳主語=原動作の主体

シテヤル文：

太郎が花子をほめてやる。

↳主語=原動作の主体

主語=恩恵の与え手

シテクレル文：

太郎が僕をほめてくれる。

↳主語=原動作の主体

主語=恩恵の与え手

シテモラウ文：

太郎が京子にほめてもらう。

↳主語≠原動作の主体

主語=恩恵の受け手

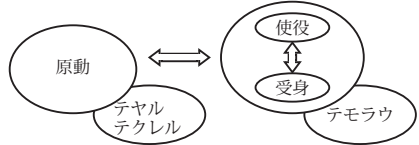
シテヤル文とシテクレル文は主語が原動作の主体であるのに対して、シテモラウ文の主語は原動作の主体ではない。つまり、主語と原動作との関係という点では、シテヤル文とシテクレル文は原動文と同じであり、シテモラウ文は使役文・受身文と同じ性質である。シテヤル文・シテクレル文・シテモラウ文は、原動・使役・受身からなるヴォイス体系を恩恵性の面から補うものとして働いている。

《ヴォイス体系としての

原動：使役：受身、そして授受》

主語=動作主体

主語≠動作主体



太郎がなぐる

太郎がなぐってやる/くれる

太郎がなぐるせる

太郎がなぐられる

太郎がなぐってもらう

以上3.1節～3.2節でみてきたように、授受文のヴォイス性として2つの側面を認めることができるが、従来の研究ではこのことがあまり積極的に意識されず、分けて論じられることもなかったように思われる。本稿では次節で、授受文のB側面についてあらためて考えてみる。

3.3 授受文にみられるヴォイスのB側面

ヴォイスのB側面に注目すると、主語が動作主体である3種(原動文・シテヤル文・シテクレル文)の相互の関係および、主語が動作主体でない3種(使役文・受身文・シテモラウ文)の相互の関係をそれぞれ問題にすることができる。

まず前者については、次の(1)において、原動文は恩恵の授受について中立的な表現であるのに対して、シテヤル文とシテクレル文は、主語と補語が恩恵の与え手と受け手の関係をなすことを文構造として表現する文だという性質が認められる。

- (1) a 先生が{太郎を：僕を} ほめる。
b 先生が太郎をほめてやる。
c 先生が僕をほめてくれる⁷⁾。

一方、後者(主語が動作主体でないという点で共通する3種の文)については次のようなことが述べられる。使役文・受身文・シテモラウ文は、ある人を主語とし、その人ではない他者の動作が主語にとってどのようなものなのかを独自に特徴づけながら述べる文として働くという性質である(鈴木1972、村上1986、早津2005、2012、2015a等)。

- (2) a 私は明にケーキを食べさせた。
b 私は明にケーキを食べられた。

- c 私は明にケーキを食べてもらった。

この3つの文は、〈明ガケーキヲ食ベル〉という事態を、原動作の主体(「明」)ではない「私」を主語にし、「私」とその事態との何らかの関わりを含みこみながら表現している。それぞれの文における「私」は、使役文では原動作の引き起こし手として、受身文では原動作からの影響の被り手として、シテモラウ文では動作主体の動作による恩恵の受け手として表現されている。原動詞が自動詞である「彼は奥さん{に／を}実家へ{帰させた／帰られた／帰ってもらった}」でも、〈(彼ノ)奥サンガ実家へ帰ル〉という事態が「彼」にとってどのようなものであるかが表現しわけられている。

このように、使役文・受身文・シテモラウ文は、主語が動作主体でないという共通性のもとで、主語が動作主体の動作にとってどのようなものか、話し手がそれをどのように捉えているか(動作の引き起こし手・動作の影響の被り手・恩恵の受け手)という捉え方の違いを反映するものとして機能しているといえる。

4. 使役文にみられる授受表現的な性質

前節では授受文におけるヴォイス性を確認した。この節では使役文のなかに授受表現的な性質をもつものがあるのではないかということを考えてみる。

4.1 使役文の文法的な意味の2種とシテモラウ文の関係

使役文の文法的な意味として、早津(2015b)で「つかいだて」と「みちびき」

という捉え方が提案されている⁸⁾。

《つかいだて(他者利用)の使役》

人が、自分自身がある状態を享受したいという目的や意図をもち、しかしそのために必要な動作を、(自分では行えない・自分が行ってもうまくいかないなどのため)、自分で行うのではなく他者に行わせる。:「彼は引越し業者に頼んで荷物を運ばせた」「私は忙しかったので息子に銀行へ行かせた」

《みちびき(他者誘導)の使役》

人が、他者にある状態を生じさせたいという目的や意図をもち、それゆえその状態をもたらすのにふさわしい動作をその他者に行わせる。:「私は学生が基礎知識を身につけられるよう、まず入門書を読ませた」「先生は園児たちのよい思い出となるようみなにイモ掘り体験をさせた」

この2種の使役文とシテモラウ文との関係を見ると、つかいだての使役文はシテモラウ文と近くなる場合があるのに対し、みちびきの使役文はそうはならない。

次の文はつかいだての使役文の例であり、V-(サ)セルをV-テモラウにかえても文意があまりかわらない。

- (3) 運転手の前川に膝掛けを出させて、多江の背にかけた。(時雨の記) [≒出してもらって]
- (4) 柔らかい眼瞼のまわりの皮膚が充血して塗れているのを、どろしいは気にしてガーゼで拭かせた。(鎖) [≒拭ってもらった]
- (5) 彼女は {伊勢海老の料理をつくるため} 息子のテアミに……えびをとり行かせた。(南太平洋の環礁にて) [≒

行ってもらった]

このようなことがみられるのは、つかいだての使役文は主語がある状態を享受したいという目的や意図をもち、その実現のために他者に動作をさせることを表すので、主語がその恩恵の受け手という性質を含みとしてもちやすいからである。

それに対して、みちびきの使役文は、V-(サ)セルをV-テモラウに言いかえられない・言いかえにくいことが多い。

- (6) 行友は……珍しいもの好きの道雅の喜ぶ洋食をわざわざ遠くからとって食べさせたりした。(女坂) [? 食べてもらったり]
- (7) 湿布をし、薬を含ませながら吟子はただ神に祈り続けた。(花埋み) [? 含んでもらいながら]
- (8) 下女も、そこへ末の子を抱いて来て見せた。厚着をさせてある頃で、(家) [? してもらってある]

これは、みちびきの使役文は、動作主体にある状態をもたらそうとしてそのための動作を行わせることを表すものなので、動作の性質によっては、その動作をすることが動作主体にとってよいこと(恩恵を受けること)である場合がある。つまり、みちびきの使役文には、主語である使役主体から補語である動作主体へ恩恵を与えるという場合(主語=恩恵の与え手)がある。それに対してシテモラウ文は主語が恩恵の受け手であることを表す文であるため、みちびきの使役文の上のような性質とは相入れないのである。

ただし、みちびきの使役文でもV-(サ)セルをV-テモラウに言いかえて文が成

り立つものがある。しかしニュアンスに大きな違いが生じる。たとえば、次の(9)で「食べさせた」を「食べてもらった」にすると、「鮎太」が食べることで「祖母」が何らかの恩恵を受ける、たとえば、その「貰いもの」は「祖母」の健康にとってよくない物だが捨てるのはしのびなく、「鮎太」が食べることで捨てずにすむ、あるいは、「鮎太」に与えることが「祖母」の満足感につながる、といった読みがでてくる。(10)も、「書かせていた」を「書いてもらっていた」にすると、「T先生」の側の恩恵、たとえば「T先生」が作文教育の方法や成果について研究している、そのデータとして生徒の作文を利用するというような読みがでてくる。

(9) そして他処からの貰いものがあると、祖母は自分ではそれを食べないで、鮎太に食べさせた。(あすなる物語)
[vs. 食べてもらった]

(10) T先生は作文教育に力を入れ、いつも国語の時間に作文を書かせていた。(男だって子育て) [vs. 書いてもらっていた]

先の(6)～(8)も、「V-テモラウ」に言いかえて成り立つとすると、主語側の恩恵という意味合いが強くなる。

4.2 恩恵の授受を含みとしてもつものとしての使役文—授受文による恩恵の授受との違い—

前節でみたように、つかいだての使役文においては、主語(=使役主体)が恩恵の受け手、補語(=動作主体)が恩恵の与え手という含みをもちうるのに対して、みちびきの使役文は、主語が恩恵の与え

手、補語が恩恵の受け手という含みをもちうる。ただしこのことに関わって、鈴木(1972:394-395)の次の指摘は重要である。鈴木(同)では、「弟がおじさんに自転車を{かってもらう：かわせる}」というシテモラウ文と使役文(これはつかいだての使役)のヴォイスのB側面としての共通性を指摘したうえで、恩恵性にかかわる違いについて次の2点が述べられている。まず主語について、シテモラウ文は恩恵の受け手が主語になるのに対して使役文は「その動作をするようにはたらきかける(許可する)人が主語になる。このばあいその人が利益(恩恵)を受けるかどうかは表現されていない」ということ、次に補語(「おじさん」)について、シテモラウ文の補語は恩恵の与え手を表すのに対して使役文の補語は「もとになる動作の主体を表すだけであって、利益(恩恵)をあたえるかどうかは問題にされていない」という点である。つまり、使役文の主語や補語に恩恵の与え手あるいは受け手という性質が読みとれたとしても、それは使役文の文法的な意味とはいえないということである。

たしかに、人と人との間の恩恵のやりとりを文法的な意味として表現するのは授受文の特徴である。しかしながら、先にみたように、具体的な言語活動のなかで、ある種の使役文が恩恵授受について表現的な効果をもつこともありそうである。使役文は、授受文が表現するのは異なる面において、恩恵授受を表現する機能をはたしているのではないか。

(ア) 恩恵の受け手を主語とする文

授受文のうち恩恵の受け手を主語とするのはシテモラウ文である。そしてシテ

モラウ文と使役文は先に述べたような共通性がある。それに支えられて、使役文のうちつかいだての使役は、シテモラウ文では表現できない次のような事態を表すことができる。動作主体が話し手である「私に/を…V-(サ)セル」という使役文が表す事態である。次のV-(サ)セルをV-テモラウにすることはできない。

(11) {釣りの好きな兄は} しょうことなしについてゆく私に釣り道具をかつがせ、……本所までてくてくと歩いてゆく。(銀の鈴) [?かついでもらい]

(12) {家族が} めいめい好きなものを買って、僕にそれを支拂わせる。(時雨の記) [?支拂ってもらう]

つまり、シテモラウ文は話し手(一人称者)の動作によって他者が利益を受ける事態をその他者を主語にして表すことはできず、そういった事態の表現においては使役文がそれを補う機能を果たしているといえそうである⁹⁾。

それでは、動作主体が話し手ではない使役文ではどうか。村上(1986:7)では、「和子は三郎に(を)行かせた」と「和子は三郎に行ってもらった」の違いとして、使役文のほうが主語から補語(動作主体)へのはたらきかけ性(他動性)の存在がはっきりしており、そのことはシテモラウ文の補語は二格しかとれないのに対して使役文では二格もヲ格も可能である¹⁰⁾ことにも現れているという。先の例(3)~(5)にもそういう面があるかもしれない。ただしこの点については、さらなる考察が必要である。

(イ) 恩恵の与え手を主語とする文

授受文のうち、恩恵の与え手を主語と

するのはシテヤル文とシテクレル文である。そして主語は動作主体でもあるので、その点で使役文とは異なっている。

(13) a 子供においしい物を作ってやる。

b 子供においしい物を食べさせる。

(14) a 疲れた人に椅子を持ってきてやる。

b 疲れた人を椅子にすわらせる。

(15) a 母が私に麦藁帽子を買ってくれた。

b 母が私に麦藁帽子をかぶらせた。

(16) a 父が僕を川へ連れていってくれた。

b 父が僕を川で遊ばせた。

これをみると、シテヤル文・シテクレル文は、主語が動作を行うことによってそのことが相手への恩恵付与となるような事態である。つまりa文の原動詞「作る、持ってくる、買う、連れていく」は主語の行う動作である。一方、みちびきの使役文は、主語からの関与によって補語(=動作主体)が動作を行い、そのことが動作主体自身にとっての恩恵となるという事態である。b文の原動詞「食べる、すわる、かぶる、遊ぶ」は動作主体の行う動作である。主語である使役主体はそれを引きおこすという意味において恩恵の与え手ということができる¹¹⁾。

このように、シテヤル文・シテクレル文は主語の行う動作によって補語が恩恵を受けることを文法的に表し、みちびきの使役文は補語である動作主体が自身の行う動作によって恩恵を受けることを含みとして表すという違いがある。次の文には、V-ヤル/V-クレルとV-(サ)セルが用いられており、前者の原動詞(「入れる、与える」)は主語の行う動作を、後者の原動詞(「覚える、すわる」)は補語である動作主体の動作を表している。

- (17) 保母さんは、……小さい子の口に
{黒ずんだ実を} 入れてやって味を覚
えさせている。(「待ち」の子育て)
- (18) 百姓は光秀を家のなかに入れ、カマ
チにすわらせて、食物を与えてくれた。
(国盗り物語・織田信長)

なお、「V-(サ)セル」に「ヤル／クレル」
のついたV-(サ)セテヤル、V-(サ)セテ
クレルという形があるが、これらを述語
とする文は誰の動作を表しているのだろ
う。

- (19) せめて矢須子だけでも逃げのびさ
せてやりたい気持ちがあった。徴用を
逃がれさせるため、矢須子を広島へ来
させたのは僕の浅智恵からしたこと
だ。(黒い雨)
- (20) 二人はぼくに立派な教育を受けさ
せてくれました。(ルーマニアの小さ
な村から)

これについては、使役文にあたるものと
授受文(V-(サ)セテヤル文／V-(サ)セ
テクレル文)にあたるものを分けて考え
ると、両者にはやはり上と同様の違いが
みられる。つまり、(19)において、「僕が
矢須子を逃げのびさせる」という使役文
における「逃げのびる」は補語である「矢
須子」の動作、「僕が矢須子を逃げのびさ
せてやる」という授受文における「逃げ
のびさせる」は主語である「僕」の使役動
作である。(20)でも、「受ける」は「ぼく」
の動作、「受けさせる」は「二人」の使役動
作である。

みちびきの使役文は主語が恩恵の与え
手であることを「含み」として表すだけ
であるのに対して、シテヤル文・シテク

レル文は文法的な意味として主語が恩恵
の与え手であることを表す。そこで、み
ちびきの使役文の主語(=使役主体)が
恩恵の与え手でもあることを文法的な意
味として明瞭にするためには上のように
V-(サ)セテヤル、V-(サ)セテクレルの
形にするのが有効である。先の例(6)(7)
でも「食べさせてやったり」「薬を含ませ
てやりながら」とすることができる。

以上を整理すると、授受文および使役
文によって表現される恩恵授受性は、次
のようなものといえそうである。

シテヤル文・シテクレル文

動作主体である主語から他者へ恩恵
を与えることを表す。

シテモラウ文

動作主体ではない主語が話し手以外
の他者から恩恵を受けることを表
す。

つかいだての使役文

動作主体ではない主語が他者(話し
手でもよい)から恩恵を受けること
を含みとして表す。

みちびきの使役文

動作主体である補語が恩恵を受ける
(与えられる)ことを含みとして表
す。

このようなことから、使役文の授受表
現としての性質について次のようにいう
ことができるのではないか。まず、動作
を行う動作主体自身が恩恵を受けるこ
とは3種の授受文いずれによっても表現で
きない。みちびきの使役文はそれを補う
ものとして機能している。また、シテモ
ラウ文にはいわゆる人称制限があり、「私
に……V-テモラウ」という文は通常は使

われない。つかいだての使役文はそれを補う表現的な機能をはたしている。

	主語 (=動作 主体)	主語 (≠動作 主体)	補語 (=動作 主体)	補語 (≠動作 主体)
シテヤル文/ シテクレル文	◎	—	—	○
シテモラウ文	—	○	◎(話し 手以外)	—
つかいだての 使役文	—	○	◎(話し 手も可)	—
みちびきの 使役文	—	◎	○	—

◎：恩恵の与え手、○：恩恵の受け手

5. おわりに

人と人との恩恵のやりとりを文法的な意味として表現するのは授受文(シテヤル文・シテクレル文・シテモラウ文)の文法的な性質である。しかしながら、恩恵授受事態のうちには授受文で表現することのできないものがある。ある種の使役文は、文法的な意味としてではなく表現的な効果として、そういったすきまを埋めるものとして機能しているのではないだろうか。

注

1) 筆者は2017年6月3日に成蹊大学で開催された第54回表現学会全国大会シンポジウム「文法論と表現論」において、「シテモラウ文・使役文・受身文」という題目で発表する機会をいただいた。そこでは主として授受文にみられるヴォイス性を述べ、使役文における授受表現性を探る可能性に少し触れた。本稿は後者について考察したものである。当日は発表に先だって、まとめ役の多門靖容先生、発表者の木下りか先生、長谷部亜子先生と発表内容をめぐって話し合う時間があり、また

発表の場あるいはその後に参加者からご意見やアドバイスをいただくことができ、ありがたいことであった。また、本稿をまとめるにあたり、東京外国語大学大学院総合国際学研究所博士後期課程の廣居美樹氏、黄允實氏から様々な示唆をいただいた。

2) 本稿では、動詞に助動詞のつかない形を「原動詞」、その動作を「原動作」、原動詞を述語とする文を「原動文」とよぶ。

3) 原動文とシテモラウ文の対応が能動文と受動文のそれと平行的だという点にヴォイス性をみる立場も少なくない。

○ a 父が僕を叱った。

b 僕は父に 叱られた；叱ってもらった。

4) 山田(2004:2)は「本研究では補助動詞テヤル、テクレル、テモラウ、およびその待遇的バリエーションをベネファクティブ(benefactive)形式もしくは単にベネファクティブと総称する」とする。

5) 山田(2004)では例文が文節分ち書きされているが、本稿はそれをしていない。

6) 山田のこの(6)(7)(8)のaとbはそれぞれ原動文とシテモラウ文・受身文・使役文との対であるが、山田のこの捉え方はヴォイスのB側面に注目したものではない。これらはヴォイスのA側面に注目したものであり、これらのa文とb文の対は主語の異なる文であって、事態として包含関係である。

7) このような性質を論じる際、原動文とシテモラウ文の次のような対も同時にあげられることがある。

- a 先生が {太郎：僕} をほめる。
 b {太郎：僕} が先生にほめてもらう。
 しかし、ヴォイスのA側面とB側面との違いを意識する本稿では、この例 (a と b の主語が異なる) と本文の例 (a、b、c の主語が同じ) とは別種の対である。
- 8) これは使役文の意味を大きく「強制」と「許可」に分ける見方を否定するものではない。詳しくは早津 (2015b) 参照。
- 9) みちびきの使役にも「私に/を…V-(サ)セル」という文はあり(「彼女は私にビルマ僧の服装をさせました。こうすればどこに行っても困ることはないから、というのです。(ビルマの豎琴)」、このV-(サ)セルもV-テモラウにできない。ただし、みちびきの使役文の主語には恩恵の受け手という含みはないので、V-テモラウにできないのはそのためでもある。
- 10) ただしこのことは原動詞が自動詞の使役文の場合だけの性質である。
- 11) これらの動詞を述語とするみちびきの使役文の中にも、動作主体の望まない動作を無理やり行わせることを表すものももちろんあり(「親が子供にきらいな物を無理やり食べさせる」「いやがるのに帽子をかぶらせる」)、そこでの主語(使役主体)は恩恵の与え手ではない。

参考文献

- 鈴木重幸 1972 『日本語文法・形態論』 むぎ書房
- 早津恵美子 2005 「現代日本語の「ヴォイス」をどのように捉えるか」『日本語文法』5-2, pp.21-38, 日本語文法学会

- 早津恵美子 2012 「日本語における「ヴォイス」を再考するために—主語が動きの主体か否か—」『日中言語研究と日本語教育』5, pp.20-36, 『日中言語研究と日本語教育』編集委員会(事務局：関西学院大学国際学部于康研究室内)
- 早津恵美子 (2015a) 「日本語における使役文と受身文の似通い—使役文からの考察—」『日中言語対照研究論集』17, pp.1-21, 日中対照言語学会。
- 早津恵美子 (2015b) 「日本語の使役文の文法的な意味—「つかいだて」と「みちびき」—」『言語研究』148, pp.143-174, 日本言語学会
- 早津恵美子 2016 『現代日本語の使役文』 ひつじ書房
- 早津恵美子 2017 『『詞通路』の「自他」と現代日本語の「ヴォイス」』『国語と国文学』94-10, pp.3-22
- 益岡隆志 2001 「日本語における授受動詞と恩恵性」『言語』30-5, pp.26-32
- 村上三寿 1986 「やりもらい構造の文」『教育国語』84, pp.2-43, むぎ書房
- 村木新次郎 1991 『日本語動詞の諸相』 ひつじ書房
- 山田敏弘 2004 『日本語のベネファクティブ—「てやる」「てくれる」「てもらう」の文法—』明治書院
 (東京外国語大学)